

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：錦町棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

棚田地域の区域名	棚田等の名称	急傾斜(勾配 1/20 以上)の面積 (ha)
西村地域	西棚田 ^{にしなだ}	12.5
一武村地域	一武棚田 ^{いちぶなだ}	14.7

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○農業用施設の管理

令和 7 年 3 月まで、錦町地域 2 棚田において法面、農道・水路の維持管理を適正に行い、耕作放棄地の増加を防止する。

○有害鳥獣侵入防護柵の設置

令和 7 年 3 月までに、錦町地域 2 棚田において有害鳥獣侵入防止施設を設置し、鳥獣被害の減少を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

令和 7 年 3 月までに、錦町地域 2 棚田において老人会や子供会と共にシバザクラやコスモス等の景観作物の植栽活動を年に 5 回おこなう。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・利用者が、棚田の風景を楽しみながら錦フットパスコースを利用できるよう維持管理に努める。
- ・令和 6 年度に棚田地域のフットパスコースを活用したイベントを開催し、地区外から棚田地域への来訪を図る。
- ・棚田の地域活動をインターネット等への掲載により、情報発信をする。

3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○耕作放棄の防止

法面、農道・水路を年に1回以上巡視・点検し、必要に応じて補修や改良を行うことにより耕作放棄地の増加を防止する。

○有害鳥獣侵入防護柵の設置

錦町地域2棚田において有害鳥獣侵入防護柵を1,000m以上設置する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

錦町地域2棚田において老人会や子供会と共にシバザクラやコスモス等の景観作物の植栽活動を年5回行い、良好な景観を維持する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 錦町地域2棚田や国指定重要文化財である「桑原家住宅」、日本遺産に認定された「木本神宮」をまわる錦フットパスコースの通行に支障のある草枝等の除草伐採作業を年5回行い、維持管理に努める。
- ・ 地区外から棚田地域への来訪を図るため、フットパスコースを用いたイベントを開催する。
- ・ インターネット等への掲載により地域の情報発信を行い、地域外からの来訪を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

該当なし